

かいがい こ
海外にいるお子さんを
つ もど 連れ戻したい / あ かた 会いたい方へ

じょうやくしつ てつだ
ハーグ条約室がお手伝いできること





つま おっと こ がいこく つ い
妻／夫が子どもを外国に連れて行った。
こ にほん かえ ほ
子どもを日本に返して欲しい。

このよう^なお悩^みをお持^ちの方^は、

ハーグ^{じょうやくしつ}条約室^こが、お子^{さん}の返還^{へんかん}やお子^{さん}との面^{めん}

れんらくさき
連絡先

ハーグ^{じょうやくしつ}条約室

でんわ
電話

03-5501-8466

メール hagueconventionjapan@mofa.go.jp



が^{がいこく}で暮^くらしている子^こどもと会^あいたい。
メ^{でん}ールや電^わ話^{こうりゆう}で交^{こうりゆう}流^{りゆう}したい。



子^こどもが、離^{はな}れて暮^くらす
父^{ちち}親^{おや}／母^{はは}親^{おや}に会^あうた^がめ外^{がいこく}国^いへ行^いった^が、
帰^き国^{こく}予^よ定^{てい}日^びにな^なって^も戻^もっ^て来^こない。

ま^{じょうやくしつ}ずはハ^{そうだん}ーグ条^{じょうやくしつ}約^{そうだん}室^{そうだん}に^{じょうやくしつ}ご相^{そうだん}談^{そうだん}く^{じょうやくしつ}だ^{そうだん}さい^{そうだん}。

会^{かい}交^{こうりゆう}流^{りゆう}のた^てめ^{つだ}のお手^て伝^{つだ}い^{つだ}をし^{つだ}ま^{つだ}す。

ハ^{じょうやく}ーグ条^{じょうやく}約^{じょうやく}は次^{つぎ}の2^{つぎ}つ^{つぎ}のこ^{つぎ}とを^{つぎ}定^{さだ}めて^{さだ}いま^{さだ}す。

1. 一^{いっ}方^{ぽう}の親^{おや}により、も^{いっ}う一^{ぽう}方^{おや}の親^{どうい}の同^え意^えを^え得^えないま^えま
連^つれ去^さら^された子^こどもを、元^も々^も住^もん^もで^もいた国^{くに}に返^{へん}還^{かん}する
た^{こく}め^{さい}の国^{きょうりよく}際^{りよく}協^{わく}力^くの^{わく}枠^く組^くみ。
2. 別^{べつ}々^{べつ}の国^{くに}に^{おや}いる親^こと子^{めん}の面^{かい}会^{かい}交^{こうりゆう}流^{りゆう}の^き機^{かい}会^{かい}を^{かく}確^{かく}保^ほする
た^{こく}め^{さい}の国^{きょうりよく}際^{りよく}協^{わく}力^くの^{わく}枠^く組^くみ。

お子さんの返還／面会交流の実現に向けた流れ

1

まずはハーグ条約室に相談

電話 **03-5501-8466**

メール hagueconventionjapan@mofa.go.jp

ハーグ条約室にお電話いただくと、以下のことなどをお尋ねします。ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）に基づく援助が可能かどうか判断するためです。

● お子さんの年齢（16歳未満かどうか）

● お子さんが今いる国

※ハーグ条約締約国はホームページでご確認ください。

● お子さんが連れ去られた時期等

● 親権（監護権）の有無

● ご希望（お子さんの返還／面会交流）

2

しんせいしょ さくせい ていしゅつ にほんご えいご
申請書を作成・提出（日本語または英語）

- 担当者が付き、ハーグ条約に係る手続きが終わるまで、お手伝いします。※申請は無料です。
- 申請書、申請のてびきは、ハーグ条約室のホームページにあります。

《ホームページ》

http://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ha/page22_001070.html

- 申請書に加えて、添付する書類もご用意ください。
- 用意ができたならハーグ条約室に郵送してください。

あてさき とうきょうと ちよたくがすみ せき
【宛先】 〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1

がいむ しょうりょう じきよく じょうやくしつ
外務省領事局ハーグ条約室

がいむしょう じょうやくしつ
 外務省ハーグ条約室では、
 皆さんの返還／お子さんとの面会交流に向けて、
 申請された方ひとりひとりに担当者を付けてお手伝いをしていきます。

3

申請書等のハーグ条約室での審査

- 通常、1週間～2週間かかります。

4

援助決定／却下

- 援助決定を受けると、子どもの返還／面会交流の実現に向けて、以下に進みます。(ただし、援助決定はお子さんの返還や面会交流の実現を約束するものではありません)

5

申請書等の一部翻訳

- 翻訳費用は外務省が援助しますので、原則無料です(上限あり)。

6

外国の中央当局への援助申請の送付

- 申請書等をお子さんがある国に送付して、援助を受けられるか審査を受けることになります。

7

子どもの返還／面会交流の実現に向けた外国でのプロセス

- 外国での援助が受けられることが決まったら、ハーグ条約室は、下記のような外国でのプロセス（※国によって異なります）の中で、外国の中央当局と当事者の間の連絡をお手伝いします。

— 裁判

※国によっては、すぐに裁判がはじまることもあります。

— 調停／ADR（裁判外紛争解決手続）

※両当事者が同意した場合、公正中立なあっせん人（弁護士などの第三者）が同席し、Skypeなどを利用して当事者間で話し合いをすることがあります。

— 当事者間の話し合いなど

お子さんが外国に連れ去られた、あるいは外国に
いるお子さんと会うことができないなどのお悩み
がある方は、ハーグ条約室にご連絡ください。

ひとりで悩まず、相談してください。

お子さんが外国から日本に連れ去られた場合も、返還・面会
交流援助申請をすることができます。詳しくは外務省ハーグ
条約室のホームページをご覧ください。

外務省領事局ハーグ条約室

電話 **03-5501-8466**

平日9時から17時（12時30分から13時30分を除く）

メール hagueconventionjapan@mofa.go.jp

ホームページ

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html>